

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】令和7年1月16日(2025.1.16)

【国際公開番号】WO2022/167894

【出願番号】特願2022-579158(P2022-579158)

【国際特許分類】

H 1 0 K 59/80(2023.01)

H 0 5 B 33/14(2006.01)

H 1 0 K 59/122(2023.01)

H 1 0 K 59/123(2023.01)

H 1 0 K 59/124(2023.01)

H 1 0 K 59/35(2023.01)

H 1 0 K 59/82(2023.01)

G 0 9 F 9/30(2006.01)

10

【F I】

H 1 0 K 59/80

H 0 5 B 33/14 Z

H 1 0 K 59/122

H 1 0 K 59/123

H 1 0 K 59/124

H 1 0 K 59/35

H 1 0 K 59/82

G 0 9 F 9/30 3 4 8 A

G 0 9 F 9/30 3 6 5

20

【手続補正書】

【提出日】令和7年1月7日(2025.1.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

30

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の導電層と、

前記第1の導電層上の第1の絶縁層と、

前記第1の絶縁層上の第1の領域と、前記第1の絶縁層に設けられる開口内の第2の領域と、を有する第2の導電層と、

前記第1の絶縁層上の第2の絶縁層と、

前記第2の領域上の第3の絶縁層と、

40

前記第1の領域上の第3の領域と、前記第2の絶縁層上の第4の領域と、前記第3の絶縁層上の第5の領域と、を有するE L層と、

前記E L層上の第3の導電層と、を有し、

前記開口は、前記第1の絶縁層において、前記第1の導電層の上面に達するように設けられ、

前記第1の領域の上面の高さと、前記第2の絶縁層の上面の高さと、前記第3の絶縁層の上面の高さは、概略揃う表示装置。

【請求項2】

請求項1において、

50

前記第 2 の導電層の端部は、前記 E L 層の下面と接する表示装置。

【請求項 3】

請求項 1 または請求項 2 において、

前記 E L 層は、前記第 2 の絶縁層及び前記第 3 の絶縁層と接する表示装置。

【請求項 4】

第 1 の導電層と、

第 2 の導電層と、

前記第 1 の導電層上及び前記第 2 の導電層上の第 1 の絶縁層と、

第 1 の発光素子と、

第 2 の発光素子と、

前記第 1 の発光素子と前記第 2 の発光素子の間の第 2 の絶縁層と、を有し、

前記第 1 の発光素子は、

前記第 1 の絶縁層上の第 1 の領域と、前記第 1 の絶縁層に設けられる第 1 の開口内の第 2 の領域と、を有する第 3 の導電層と、

前記第 2 の領域上の第 3 の絶縁層と、

前記第 1 の領域上の第 3 の領域と、前記第 2 の絶縁層上の第 4 の領域と、前記第 3 の絶縁層上の第 5 の領域と、を有する第 1 の E L 層と、を有し、

前記第 2 の発光素子は、

前記第 1 の絶縁層上の第 6 の領域と、前記第 1 の絶縁層に設けられる第 2 の開口内の第 7 の領域と、を有する第 4 の導電層と、

前記第 7 の領域上の第 4 の絶縁層と、

前記第 6 の領域上の第 8 の領域と、前記第 2 の絶縁層上の第 9 の領域と、前記第 4 の絶縁層上の第 10 の領域と、を有する第 2 の E L 層と、を有し、

前記第 1 の開口は、前記第 1 の絶縁層において、前記第 1 の導電層の上面に達するように設けられ、

前記第 2 の開口は、前記第 1 の絶縁層において、前記第 2 の導電層の上面に達するように設けられ、

前記第 1 の領域の上面の高さと、前記第 2 の絶縁層の上面の高さと、前記第 3 の絶縁層の上面の高さと、前記第 4 の絶縁層の上面の高さは、概略揃う表示装置。

【請求項 5】

請求項 4 において、

第 5 の導電層を有し、

前記第 5 の導電層は、前記第 1 の E L 層及び前記第 2 の E L 層と重畳し、

前記第 5 の導電層は、前記第 1 の発光素子の上部電極及び前記第 2 の発光素子の上部電極としての機能を有する表示装置。

【請求項 6】

請求項 4 または請求項 5 において、

前記第 3 の導電層の端部は、前記第 1 の E L 層の下面と接し、

前記第 4 の導電層の端部は、前記第 2 の E L 層の下面と接する表示装置。

【請求項 7】

請求項 4 乃至請求項 6 のいずれか一において、

前記第 1 の E L 層は、前記第 2 の絶縁層及び前記第 3 の絶縁層と接し、

前記第 2 の E L 層は、前記第 2 の絶縁層及び前記第 4 の絶縁層と接する表示装置。

10

20

30

40

50